

令和7年4月25日

参 考 資 料

市町村税課

ふるさと納税の対象団体の指定に係る基準(地方税法)

(寄附金税額控除)

第三十七条の二 略

2 前項の特例控除対象寄附金とは、同項第一号に掲げる寄附金（以下この条において「第一号寄附金」という。）であつて、第一号、第四号及び第五号に掲げる基準（都道府県等が返礼品等（都道府県等が第一号寄附金の受領に伴い当該第一号寄附金を支出した者に対して提供する物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるものをいう。以下この項において同じ。）を提供する場合には、次に掲げる基準）に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものをいう。

一 都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準に適合するものであること。

二 都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いざれも当該都道府県等が受領する当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。

三 都道府県等が提供する返礼品等が当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであつて、総務大臣が定める基準に適合するものであること。

四 都道府県等がこの項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日前一年以内（当該都道府県等がこの項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を受けていた期間に限る。次号において「特定期間」という。）において前三号に掲げる基準のうち適合すべきこととされていたものに適合していたこと。

五 特定期間において行われた第五項の規定による報告の求めに対し、報告をしなかつたことがなく、かつ、虚偽の報告をしたことがないこと。

基準①※、④、⑤

⇒全ての地方団体に対する基準

※食品返礼品に係る部分は食品返礼品の送付を行う地方団体のみ

基準②、③

⇒返礼品の送付を行う地方団体に対する追加の基準

① ふるさと納税の募集を適正に実施すること

② 返礼品は返礼割合3割以下とすること

③ 返礼品は地場産品とすること

④ 指定日前一年以内に上記基準に適合していたこと

⑤ 指定日前一年以内に報告の求めに対し、応じなかつたこと、虚偽報告したことがないこと1

【告示】募集の適正な実施に係る基準(抜粋)

(平成31年総務省告示第179号第2条)

○ 経費総額5割以下

二 指定対象期間(地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)第一条の十六第二項に規定する指定対象期間(同条第三項又は第四項の規定により法第三十七条の二第三項及び第三百四十四条の七第三項に規定する申出書及び書類を提出した地方団体にあっては、同令第一条の十六第五項に規定する指定対象期間)をいう。以下同じ。)において第一号寄附金の募集に要する費用(法附則第七条第二項に規定する申告特例の求めに関する事務、第一号寄附金の受領を証する書類に関する事務など、当該募集に付随して生ずる事務に要する費用を含む。)の額の合計額が、当該指定対象期間において受領する第一号寄附金の額の合計額の百分の五十に相当する金額以下であること。

○ 制度趣旨に沿った募集の方法(抄)

一 地方団体による第一号寄附金[都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金]の募集として次に掲げる取組を行わないこと。

ハ 返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告(当該地方団体と第一号寄附金の募集に関し契約を行った者及び当該地方団体の返礼品等を取り扱う者が行うものを含む。)

ニ 寄附者による適切な寄附先の選択を阻害するような表現を用いた情報提供

【告示】返礼品の調達費用に係る基準

(平成31年総務省告示第179号第4条)

○ 返礼品の調達費用の算定方法

法第三十七条の二第二項第二号(略)の規定により総務大臣が定める返礼品等の調達に要する費用の額の算定は、次の各号に定めるところによるものとする。

- 一 返礼品等の調達に要する費用の額とは、個別の返礼品等の調達のために、地方団体が現に支出した額とし、支出の名目にかかわらず、当該地方団体が支出した額が当該返礼品等の数量又は内容に影響するものである場合には、当該支出した額を含むものとする。
- 二 (略)

※ 地方税法第37条の2第2項第2号及び第314条の7第2項第2号

都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領する当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。

【告示】地場産品基準 (1/2)

(平成31年総務省告示第179号第5条)

- 一 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 二 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が次に掲げるものである場合には、それそれに定めるものに限ることとする。 付加価値基準
 - イ 食肉の熟成又は玄米の精白 当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするもの
 - ロ 製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程 当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が当該地方団体の区域内で生じている旨の証明がなされたもの
- 四 返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの(流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。)であること。
- 五 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。 広報目的基準
- 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
- 七 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるもの(宿泊(飲食を伴うものを含む。以下同じ。)の提供に係る役務を除く。)であって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 七の二 当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの(フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。)における宿泊の提供に係る役務であること。

【告示】地場産品基準 (2/2)

(平成31年総務省告示第179号第5条)

七の三 当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であつて前号に該当しないもののうち、次のいずれかに該当するものであること。

- イ 当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの
- ロ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の特定非常災害発生日から起算して一年を経過する日の属する指定対象期間において提供されるものに限る。)

七の四 当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。

八 次のいずれかに該当する返礼品等であること。

- イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
- ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
- ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの

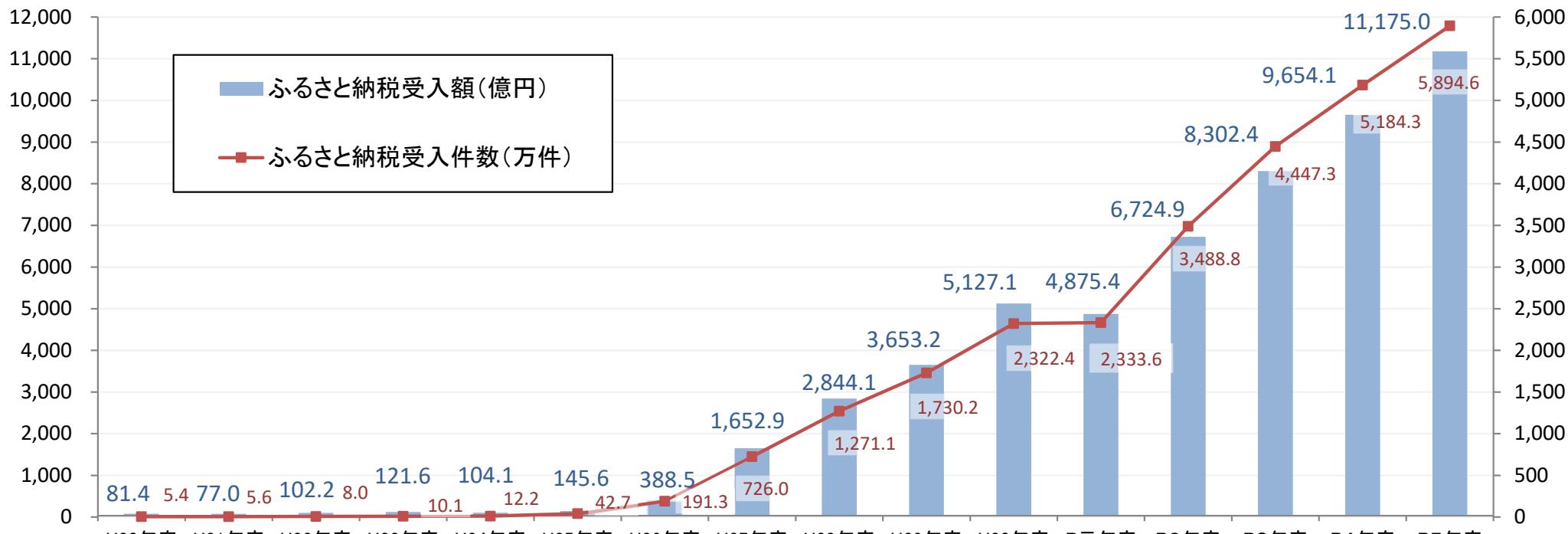
九 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供すること。

ふるさと納税の受入額及び受入件数の推移(全国計)

- ふるさと納税の受入額及び受入件数(全国計)の推移は、下記のとおり。
- 令和5年度の実績は、約1兆1,175億円(対前年度比:約1.2倍)、約5,895万件(同:約1.1倍)。

(単位:億円)

(単位:万件)



(単位:億円、万件)

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
受入額	81.4	77.0	102.2	121.6	104.1	145.6	388.5	1,652.9 (286.7)	2,844.1 (501.2)	3,653.2 (705.7)	5,127.1 (1,140.7)	4,875.4 (1,166.7)	6,724.9 (1,808.5)	8,302.4 (2,392.0)	9,654.1 (2,961.4)	11,175.0 (3,515.1)
受入件数	5.4	5.6	8.0	10.1	12.2	42.7	191.3	726.0 (147.7)	1,271.1 (256.7)	1,730.2 (376.1)	2,322.4 (581.0)	2,333.6 (594.0)	3,488.8 (1,006.5)	4,447.3 (1,401.1)	5,184.3 (1,738.7)	5,894.6 (2,048.2)

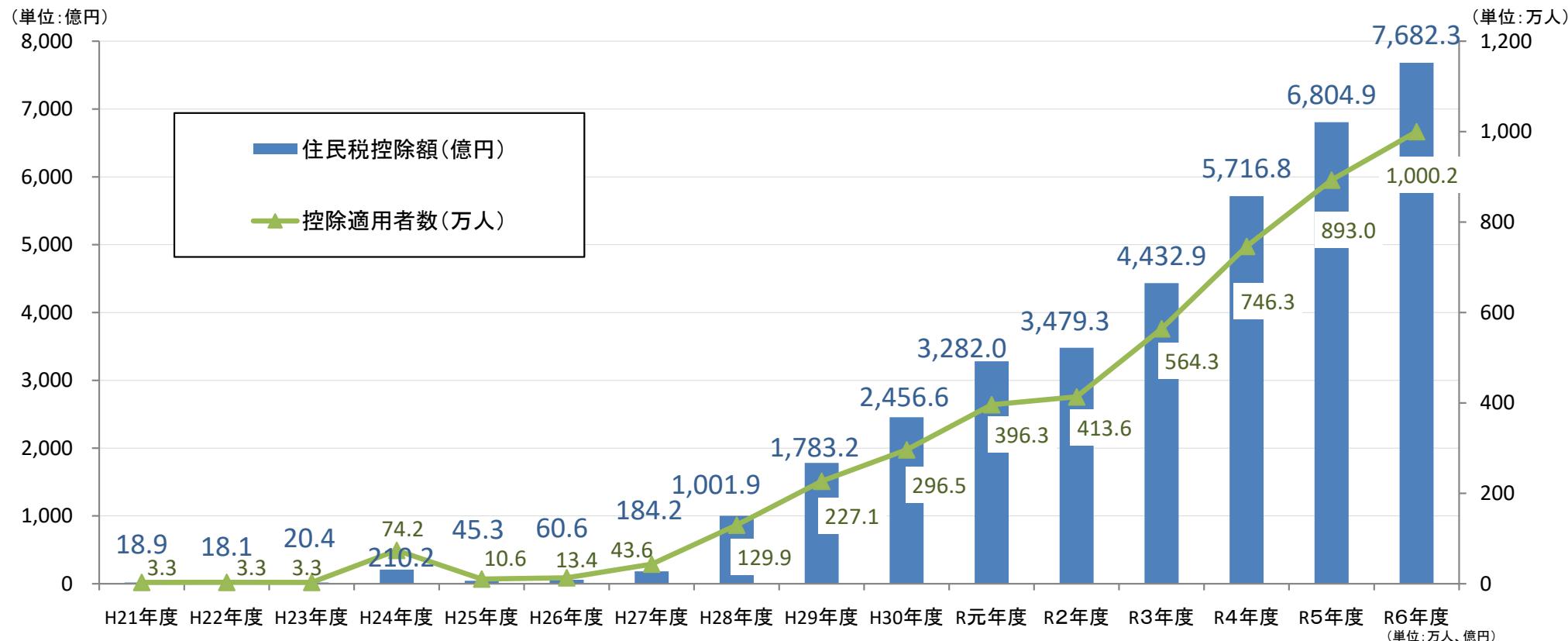
※ 受入額及び受入件数については、地方団体が個人から受領した寄附金を計上している。

※ 平成23年東北地方太平洋沖地震に係る義援金等については、含まれないものもある。

※ 表中()内の数値は、ふるさと納税ワンストップ特例制度の利用実績である。

ふるさと納税に係る住民税控除額及び控除適用者数の推移(全国計)

- ふるさと納税に係る住民税控除額及び控除適用者数(全国計)の推移は、下記のとおり。
- 令和6年度課税における控除額の実績は約7,682億円(対前年度比:約1.1倍)、控除適用者数は約1,000万人(同:約1.1倍)



※ 各年度の計数は、前年中(例えば、令和6年度については、令和5年1月1日～令和5年12月31日の間)のふるさと納税に係るその翌年度の控除の適用状況である。

※ 表中()内の数値は、ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用実績である。

※ 令和5年度までの計数は、各年度の「市町村税課税状況等の調」をもとに、令和6年度の計数は、現況調査の結果をもとに算出している。

ふるさと納税の募集に要した費用 (H28～R5年度)

調査開始



(単位:百万円)

募集に要する費用

	H28年度 寄附受入額 2,844億円		H29年度 寄附受入額 3,653億円		H30年度 寄附受入額 5,127億円		R1年度 寄附受入額 4,875億円		R2年度 寄附受入額 6,725億円		R3年度 寄附受入額 8,302億円		R4年度 寄附受入額 9,654億円		R5年度 寄附受入額 11,157億円			
区分	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
募集に要する費用	返礼品の調達に係る費用	109,081	38.4%	140,615	38.5%	181,415	35.4%	137,455	28.2%	178,335	26.5%	226,733	27.3%	268,728	27.8%	302,869	27.1%	
	返礼品の送付に係る費用	15,021	5.3%	24,098	6.6%	39,581	7.7%	37,677	7.7%	52,024	7.7%	63,686	7.7%	73,179	7.6%	80,138	7.2%	
	広報に係る費用	3,114	1.1%	5,570	1.5%	4,924	1.0%	3,442	0.7%	3,872	0.6%	4,923	0.6%	6,682	0.7%	6,801	0.6%	
	決済等に係る費用	5,159	1.8%	7,752	2.1%	11,210	2.2%	9,514	2.0%	15,388	2.3%	18,654	2.2%	19,721	2.0%	20,790	1.9%	
	事務に係る費用等	16,138	5.7%	24,671	6.8%	44,888	8.8%	39,390	8.1%	53,800	8.0%	71,151	8.6%	83,421	8.6%	132,315	11.8%	
	募集費用合計	148,513	52.2%	202,707	55.5%	282,018	55.0%	227,479	46.7%	303,419	45.1%	385,148	46.4%	451,731	46.8%	542,913	48.6%	

返礼品調達費用以外	39,432	13.9%	62,091	17.0%	100,603	19.7%	90,023	18.5%	125,084	18.6%	158,414	19.1%	183,003	18.9%	240,044	21.5%
-----------	--------	-------	--------	-------	---------	-------	--------	-------	---------	-------	---------	-------	---------	-------	---------	-------

【参考】関税における「原産地」の決定について(1/2)

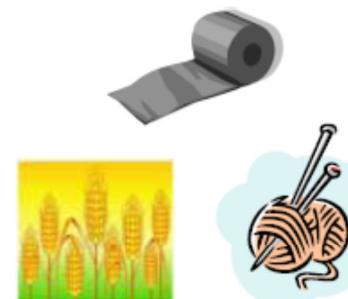
- EPA=経済連携協定の主なメリットとして、特恵税率(輸入関税の撤廃又は削減)が挙げられる。
- EPA締約国間における輸入関税額・関税率の決定に当たって、当該輸入貨物が「原産地規則」を満たすか否かを確認のうえ、締約国の原産品であることを(税関に対し)証明する必要。

輸入関税額 = 輸入貨物の課税価格 × 関税率

↑ 算出に際し、原産地規則に基づき、輸入貨物の「原産地」を確定

- 非原産材料を使用していても、締約国における加工等の結果として、当該材料に実質的な変更があった場合には、その产品を原産品と認めるもの。
- PSRには、それぞれの产品に応じた関税分類変更基準や付加価値基準等の原産地基準(原産品となるための要件)が設定されている。

非締約国



非原産材料

PSRを満たす产品のイメージ

※ PSR: 各EPAにおける产品別の規則

締約国(EU/日本)

実質的変更
(大きな変化)



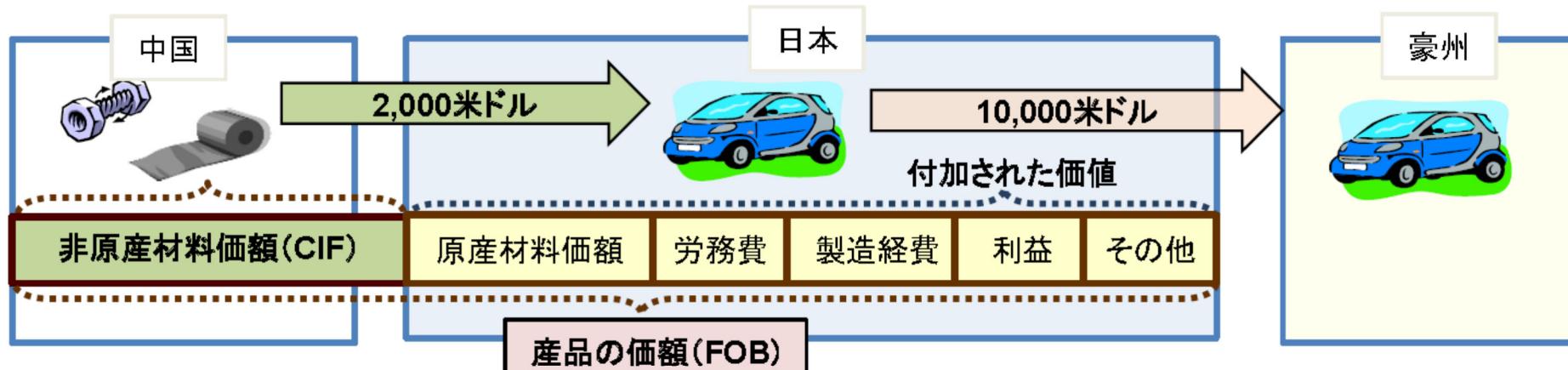
最終产品

【参考】関税における「原産地」の決定について (2/2)

- EPAの原産地規則では、產品の生産に非原産材料が使用されている場合、(前頁のとおり)付加価値基準等により、当該產品について、「實質的変更が行われた=產品へ付加された価値(付加価値)の割合が一定以上」の國の原産品とする考え方を採用。
- 付加価値基準の主な算出方式 = 「控除方式」
… 產品の価額と、產品の生産に使用された非原産材料の価額との差を「付加価値」(分子)とし、產品の価額(分母)に対する比率が、定められた数値以上となることを求めるもの。

※「控除方式」のほか、使用される非原産材料の割合が定められた数値以下であること等、いくつかの算出方式が存在。

＜控除方式による付加価値(比率)の算出例＞



$$\frac{\text{產品の価額}(10,000\text{米ドル}) - \text{非原産材料価額} (2,000\text{米ドル})}{\text{產品の価額}(10,000\text{米ドル})} \times 100 = \text{付加価値 } 80\% \quad (\geq 40\% \text{以上})$$

※ 税関「EPA・原産地規則ポータル」、日本関税協会「基礎から学ぶ原産地規則」より